

令和2年度志木市立小学校スマート教員派遣事業仕様書

1 件名

志木市立小学校スマート教員派遣事業

2 目的

小学校において、子どもたちが自分で考え、調べ、自ら課題を解決する主体的な学習活動やグループで議論するための対話的な学習活動を積極的に取り入れるために、複数の教員で指導に当たることのできる体制を構築する。それにより、これからの時代を生き抜く子どもたちに求められる知識、思考力、表現力などを育むことを目的とする。

3 業務内容

志木市立小学校複数・少人数指導体制推進事業～スマート・クラス～に携わり、各学校の年間指導計画に基づき担当教諭と連携し、次の業務を行うスマート教員を志木市立小学校に派遣する。

- (1) 国語科や算数科等を中心とした教科・領域について、学級担任又は教科担当教員とのチーム・ティーチング、少人数指導等、授業における児童への指導、第3・4学年における担任不在時の自習監督
- (2) (1)の指導内容に見合った教材(ワークシート、各種テスト、資料等)の開発、提供等
- (3) ワークシート、各種テスト等の採点及び添削
- (4) 校長が指示する校務分掌に係る業務
- (5) 各種学力調査の分析補助
- (6) 学級担任又は教科担当教員との授業に係る打ち合わせ
- (7) 学校行事、清掃指導、給食指導等
- (8) 会議・研修への参加
- (9) 教育委員会で実施するミーティング(年2回以上)への参加
- (10) その他、校長が指示する業務

4 業務実施期間

令和2(2020)年4月1日から令和3(2021)年3月31日まで

5 派遣人数

8人

6 スマート教員の条件

- (1) 犯罪歴がなく、心身ともに健康で、1年間配置を継続できる者
- (2) 禁治産または準禁治産の宣告の通知を受けていない者
- (3) 後見の登記の通知を受けていない者
- (4) 破産宣告または破産手続開始決定の通知を受けていない者
- (5) 業務実施期間内有効の小学校教諭免許状を所有している者
※免許状の種類は、専修・1種・2種を問わない。
- (6) 児童の指導について十分指導力があり、学校教育に積極的に取り組む熱意のある者

- (7) 教職員や児童、保護者と積極的にコミュニケーションを図ることができる者
- (8) 社会人としてのマナーやモラルが十分に身につけている者
- (9) 業務の遂行に当たって、教育委員会及び校長の職務上の指示に忠実に従うことができる者

7 スマート教員の勤務場所

志木小学校	志木市本町1丁目10番1号
宗岡小学校	志木市中宗岡3丁目1番1号
志木第二小学校	志木市館1丁目2番1号
宗岡第二小学校	志木市上宗岡3丁目13番1号
志木第三小学校	志木市柏町3丁目2番1号
宗岡第三小学校	志木市下宗岡1丁目15番30号
志木第四小学校	志木市館1丁目4番1号
宗岡第四小学校	志木市上宗岡1丁目1番2号

※各スマート教員の勤務場所の割り振りについては、教育委員会が定めるものとする。

8 スマート教員の勤務日

- (1) スマート教員の勤務日は、月曜日から金曜日の週5日とし、年間210日の勤務とする。祝休日は原則として休日とする。ただし、学校行事と重なる場合等、勤務日を変更する必要があるときは、別途調整を行うものとする。
- (2) 職員会議や校内研修に参加する場合等、配置先の事情に応じて調整を行うものとする。

9 スマート教員の勤務時間

- (1) スマート教員の勤務時間は、休憩時間を除き7時間45分とする。勤務時間は原則として、午前8時30分から午後5時00分までの間とする。
- (2) 勤務時間の途中に45分間の休憩時間を設けるものとする。
- (3) 勤務時間の割り振り及び割り振り変更等については、学校運営の実情に応じ、教育委員会や校長と受託者が調整を図り、対応するものとする。

10 スマート教員の派遣に係る受託者の義務

- (1) 派遣するスマート教員の人選に際しては、第6項の小学校スマート教員の条件に適する者を派遣することとし、その際は十分な精査を行うこと。また、条件に適していることを証明する資料を市の指定に基づき提出すること。
- (2) 派遣するスマート教員に対して、児童への指導や支援の方法、教材の作成方法等に関する研修を、事前に十分に実施すること。
- (3) 派遣するスマート教員に対して、教育の場としての学校にふさわしい態度や服装等について、事前に十分に指導すること。
- (4) 教育委員会または学校の要請により、派遣事業者が年間に3回以上の頻度で各小学校を訪問し、スマート教員の勤務状況を把握し、必要に応じて適切な指導を行うこと。また、派遣するスマート教員の業務実績についての報告を行うこと。
- (5) 教育委員会との常時の連絡体制を整備し、問題発生 of 未然防止を図るとともに、万

一問題が発生した場合は、迅速かつ適切な解決を図ること。

(6) 派遣するスマート教員に対して、次のアからウまでを遵守させること。

ア 第11項の守秘義務の遵守

イ 校長の職務上の指示に忠実に従うとともに、学校や教育に携わる者全体の信用を失わせる不名誉となるような行為を行わないこと

ウ 学校内で宗教活動や政治活動、営利活動を行わないこと

1.1 守秘義務の遵守

(1) 受託者及びスマート教員は、本契約業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を本契約業務の遂行以外の目的に使用し、漏洩してはならない。本契約期間終了後も同様とする。

(2) 受託者は、スマート教員（その職を退いた後も含む。）が本契約業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を本契約業務の遂行以外の目的に使用し、漏洩しないようスマート教員に対して周知し、遵守状況の監督その他必要な監督を行うこと。

1.2 事業に付帯する各事項

(1) 受託者は、事業実施にあたり関係法令を遵守しなければならない。

(2) 受託者が配置したスマート教員を教育委員会が不適格者と認めた場合は、直ちに受託者が新任のスマート教員を派遣するものとする。

(3) スマート教員が教育委員会の定める規定を越えて休暇をとる場合や、事故が生じた場合は、教育委員会と協議のうえ、別のスマート教員を派遣すること。

(4) 事業実施に当たり、スマート教員の責任に帰す理由より、志木市、教育委員会、学校または第三者に損害を及ぼす事態になった場合は、その賠償は受託者の責に帰するものとする。

(5) スマート教員の通勤・退勤途中、勤務中、出張場所移動中等に発生した事故に伴う損害の補償については、受託者の責任に帰するものとする。